

(18) 鳥取県住宅供給公社 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（平成25年度）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
5 人	15,971 千円	2,655 千円	3,988 千円	22,614 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

一般職			備考
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	鳥取県の例による (経営状況を踏まえ平成26年4月から平成27年3月は、県職員の給与に関する条例で定める額から一般職は9.3%削減、管理職は10%削減。)
267,091 円	289,876 円	53 歳	

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	162,172 円 鳥取県の例による (経営状況を踏まえ平成26年4月から平成27年3月は県職員の給与に関する条例で定める額から一般職は9.3%削減。)
	高校卒	131,062 円 同上

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
	一般職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
高校卒		— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6月期	0.60 月分 (0.61)	0.725 月分 (0.35)
	12月期	0.80 月分 (0.71)	0.725 月分 (0.40)
	計	1.40 月分 (1.32)	1.45 月分 (0.75)
(注) 経営状況を踏まえ、期末手当について平成26年4月から平成27年3月は県職員の給与に関する条例で定める割合から年間1.05月削減した支給割合を適用。 ()内の数値は、再任用職員の支給割合。			
職制上の段階、職務の 有 級等による加算措置			
〔平成25年度実績〕			
支給総額		支給職員数	1人当たり平均支給額
3,988,213 円		5 人	797,643 円
退職手当 (県の規定に 準ずる)	〔支給率〕		
	区 分	自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	21.62 月分	27.03 月分
	勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分
	勤続 35 年	43.70 月分	52.44 月分
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 25年以上勤続した年齢50歳以上の職員が、定年前勸奨等により退職する場合には加算があります。			
〔平成25年度実績〕			
実績なし			
時間外勤務手当 (県の規定に 準ずる)	〔平成25年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額
1,307,887 円		4 人	326,972 円

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	事務局長 56,824 円 事務局次長 ー 円 参事 ー 円 (注) 経営状況を踏まえ平成26年4月から平成27年3月は県職員の給与に関する条例で定める額から10%削減。 [平成25年度実績] 1人当たりの平均支給月額 55,180円		
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	10,500 円	
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,500 円	
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで	11,000 円	
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1人につき5,000 円を加算	
		[平成25年度実績]		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
414,000 円	3 人	11,500 円		
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高 27,000 円まで支給	
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	
		[平成25年度実績] 実績なし		

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 2,200 円から 46,400 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	1か月の特別急行料金等の2分の1の額を加算(高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度)
		エ 駐車料金を負担している場合 (パークアンドライド)	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給 (1ヶ月あたり 3,000 円を上限とする。)
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		〔平成25年度実績〕	
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
	271,200 円	5 人	4,520 円
単身赴任手当 (県の規定に準ずる)	異動等を原因として単身赴任となった職員	月額 23,000円+加算額 〔加算額〕 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲内で定める額。ただし、100キロメートル未満の場合は加算はなし。	
		〔平成25年度実績〕 実績なし	

6 役員の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当		備 考
理 事 長	288,575 円	6月期	0.34 月分	加算率45%
		12月期	0.54 月分	
非常勤理事	1回につき10,200 円	なし		
非常勤監事	1回につき30,000 円			

(注) 1 理事長報酬については、経営状況を踏まえ、平成26年4月から平成27年3月は公社規程に基づく額。

2 理事長期末手当については、経営状況を踏まえ、平成26年4月から平成27年3月は県職員の給与に関する条例で定める割合から年間1.17月削減した支給割合。

[平成25年度実績]

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
3,848,857 円	1 人	320,738 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
242,400 円	6 人	3,367 円